



2024年5月14日

各 位

会社名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆
(コード番号 9076 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 取締役 財務 I R 部・経理部担当 野津 信行
(TEL. 0584-82-5023)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年3月1日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2024年6月26日開催予定の第103回定時株主総会で承認可決することを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。これに伴い、本日開催の取締役会において、第103回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員の異動につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、創業以来脈々と受け継がれる経営理念の実現に向かい常にお客様目線に立ち、新しい価値を創造する企業集団として日々業務に邁進しております。今後も企業理念を実践し、持続的な成長と企業価値の向上に努めていく当社の経営の姿勢は普遍であることを明確にするために、現行定款に企業理念の実践を記載するものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより強化する等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を業務執行取締役に委任できる体制とすることにより、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたいと存じます。その移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第2条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (<u>企業理念の実践</u>)</p> <p>第2条 当社は、「<u>価値創造 (+αの豊かさの提供)</u>」を使命とし、「<u>会社を発展させ、社員を幸福にする</u>」の経営理念の下、「<u>時・氣 (とき)</u>」を提供し、お客様の繁栄を第一とした企業活動を行う。 <u>この実現のために中長期視点での経営に努め、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーとの協働により、継続的に社会課題の解決に取り組み、企業価値の向上を図る。</u></p> <p>第3条～第4条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会</u>または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は<u>取締役会の決議</u>によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条の 2 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>10 名以内</u>とする。 (新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条の 2 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>13 名以内</u>とする。 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="284 315 823 533">2. <u>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="300 551 405 584">(新 設)</p> <p data-bbox="225 743 389 777">(代表取締役)</p> <p data-bbox="209 790 820 869">第 <u>21</u> 条 会社を代表する取締役は取締役会の決議により、これを選定する。</p> <p data-bbox="225 936 389 969">(役付取締役)</p> <p data-bbox="209 983 820 1155">第 <u>22</u> 条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="209 1267 491 1301">第 <u>23</u> 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="225 1317 501 1350">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="209 1364 820 1491">第 <u>24</u> 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。</p> <p data-bbox="312 1507 791 1635">ただし、緊急の必要がある場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="284 1650 823 1778">2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="209 1794 619 1827">第 <u>25</u> 条～第 <u>26</u> 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="948 315 1487 533">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、選任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="948 551 1487 723">4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="888 743 1053 777">(代表取締役)</p> <p data-bbox="873 790 1484 918">第 <u>22</u> 条 会社を代表する取締役は取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中からこれを選定する。</p> <p data-bbox="888 936 1053 969">(役付取締役)</p> <p data-bbox="873 983 1484 1252">第 <u>23</u> 条 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="873 1267 1182 1301">第 <u>24</u> 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="888 1317 1166 1350">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="873 1364 1484 1491">第 <u>25</u> 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役に対して発するものとする。</p> <p data-bbox="976 1507 1455 1635">ただし、緊急の必要がある場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="948 1650 1487 1778">2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="873 1794 1315 1827">第 <u>26</u> 条～第 <u>27</u> 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 （条文省略）</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>（員数）</u></p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>（選任）</u></p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決議する。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p>第 28 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 （現行どおり）</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の<u>監査役</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(<u>監査役会</u>の招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日より 3 日前に各<u>監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(常勤の<u>監査等委員</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日より 3 日前に各<u>監査等委員</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第103回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償請求を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更に係る取締役会決議

2024年5月14日(本日)

定款変更のための株主総会開催日

2024年6月26日(予定)

4. その他

本定款変更の効力は、2024年6月26日開催予定の当社第103回定時株主総会において、定款変更議案が原案どおり承認可決され、総会の終結の時をもって発生いたします。

以上